

黒石市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第1号

黒石市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

黒石市教育委員会公印規則（平成19年黒石市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表の1庁印の(2)学校の印の表中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項から8の項までを削り、9の項を4の項とし、10の項を5の項とし、11の項を6の項とする。

別表の2職印の(2)校長の印の表中3の項及び4の項を削り、5の項を3の項とし、6の項から8の項までを削り、9の項を4の項とし、10の項を5の項とし、11の項を6の項とする。

別表の2職印の(5)職務代理者の印の表2の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。